

## 九州経済産業局における法令違反への対応状況(2022年度)

2023年4月  
九州経済産業局  
製品安全室

経済産業省では、製品安全4法<sup>(注)</sup>の適正な執行を図るため、規制対象の製品について、試買テスト及び立入検査により法令遵守状況の確認を行うとともに、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供及び自治体(都道府県・市)の立入検査等にも対応して確認を行っております。

これらにより法令違反の疑いが認められた場合は、事実関係について調査を行い、その結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止の指導を行うとともに、必要な行政措置又は法的措置を行っております。

(注)製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

### 1. 概要

九州経済産業局が2022年度に対応した法令違反事案において、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反の10事業者に対して産業部長名による文書注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認した。(以下2. 参照)

### 2. 個別の事案(産業部長名による文書注意)

#### 【消費生活用製品安全法(消安法)】

事業者区分／品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【輸入事業者 A】 ○乗車用ヘルメット	試買テスト	・技術基準に不適合	・店頭在庫品は即時販売中止するとともに全量回収。 ・販売済み製品については、ウェブサイトでの今回の事実の公表及び店頭にて、返金回収。交換を希望されるユーザーに対しては、良品と交換。 ・再発防止措置の実施。

(注)消安法の場合、◇印は「特別特定製品」であることを、また、○印は「特別特定製品以外の特定製品」であることを表します。

#### 【電気用品安全法(電安法)】

事業者区分／品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
------------	--------	-------	--------

【輸入事業者 B】 ○エル・イー・ディー・ランプ	試買テスト	・技術基準に不適合	・販売済み表示不備製品について、お客様へ包装に貼って頂くように、お知らせと表示シールの送付。 ・事故、故障やクレームが発生した際に当該製品の回収及び責任を持って対応。
【輸入事業者 C】 ○その他の電気機械器具付家具	試買テスト	・技術基準に不適合	・表示不備在庫品には、表示シールを貼付して販売。 ・販売済み表示不備製品については、自社ホームページに告知文を掲載し対応。 ・販売した商品で事故、異常等が発生した場合には、適切に対応。
【輸入事業者 D】 ○リチウムイオン蓄電池 (モバイルバッテリー)	試買テスト	・技術基準に不適合	・販売済み製品については、自社ホームページにて、希望者には新しい商品と交換又は、返金にて対応。 ・在庫品については、全て破棄処分。 ・事故等が発生した場合には、賠償責任等を適切に対応。
【輸入事業者 E】 ○庭園灯器具 ○その他の白熱電灯器具	(独)製品評価技術基盤機構の立入検査報告	・自主検査不実施 ・技術基準に不適合 ・不適正での表示販売	・販売済み製品については、お客様受付伝票により個別に連絡を取り、訪問し、PSEシールの貼り換えと、自主検査を実施。
【製造・輸入事業者 F】 ○電気スタンド ○その他の白熱電灯器具	消費者からの情報提供	・無届出 ・無表示での販売	・販売済み製品については、全品回収し、技術基準適合確認後に再販売。
【輸入事業者 G】 ◇直流電源装置	事業者からの自主報告	・無届出 ・技術基準に不適合 ・自主検査不実施 ・適合証明書無保存 ・不適正での表示販売	・販売済み製品については、全品回収。 ・再発防止措置の実施。

<p>【輸入事業者 H】 ◇直流電源装置</p>	<p>事業者からの自主報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無届出</li> <li>・技術基準に不適合</li> <li>・自主検査不実施</li> <li>・適合証明書無保存</li> <li>・不適正での表示販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売済み製品について、国の登録検査機関に適合検査を依頼し、適合を確認。</li> <li>・事故の報告があった場合には、被害に対し賠償責任を負うとともに自社ホームページにて告知し、製品回収を実施。</li> </ul>
<p>【輸入事業者 I】 ○電気トースター ○その他の調理用電熱器具</p>	<p>試買テスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無届出</li> <li>・技術基準に不適合</li> <li>・自主検査不実施</li> <li>・不適正での表示販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売済み製品について、販売卸先に返品依頼通知を行い全品回収。</li> <li>・自社ホームページで違反内容を告知し、問い合わせには適切に対応。</li> </ul>
<p>【輸入事業者 J】 ○テレビジョン受信機 ◇その他家庭機器用変圧器 ◇直流電源装置</p>	<p>(独)製品評価技術基盤機構の立入検査報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準に不適合</li> <li>・自主検査不実施</li> <li>・適合証明書無保存</li> <li>・不適正での表示販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売済み製品について、国の登録検査機関に適合検査を依頼し、適合を確認。</li> <li>・再発防止措置の実施。</li> </ul>

(注)電安法の場合、◇印は「特定電気用品」であることを、また、○印は「特定電気用品以外の電気用品」であることを表します。